

別紙 1_リース要件 (iPad)

1. 契約	契約形態	賃貸借契約
	賃貸借期間	60 カ月 (キッティング作業期間を除く。)
	賃貸借の開始日	別紙 3「納品予定一覧」の「運用開始時期」のとおりとする。
	残価設定	「なし」を要望する。
	調達に含まれる費用の範囲	端末返却時の梱包、撤去、回収等、端末の返却又は処理に要する一切の費用も本契約に含めるものとする。
	動産保険加入	「なし」を要望する。
	端末の所有権明示	賃貸人は貸借品であることを明示したシールを作成すること。本体等への貼付は初期設定作業 (キッティング) 実施者が行う。
	支払方法	年度一括前払いとする。
2. リース開始時	初期不良・品質不具合への対応	納品後においても初期不良が判明した場合、メーカー保証において可能な範囲で対応すること。
3. 使用期間 (運用保守)	点検・整備	賃貸借期間中の端末の点検・整備は、賃借人が行うこと。
	故障対応	端末保守事業者を通じた端末の修繕等の対応を可能とすること。なお、修繕等の対応は Apple 正規代理店を通じて実施するものとする。
	端末追加購入	受注者は、賃貸借期間満了まで、端末の追加購入等に可能な限り応じること (費用は依頼した市町村がその都度支払うものとする)。
4. 返却時	賃貸借期間終了後の端末本体の扱い	「所有権移転なし」を要望する。
	賃貸借期間の延長	契約満了後、賃借人からの要望がある場合、延長料金は賃貸借料総額に補助金相当額を加算し期間で割った金額と同額で、1 年単位で契約延長できること。また、契約延長に伴い

		別途ライセンス費用が発生する場合は、賃借人の負担とする。
	契約終了日から返却までの期間	賃貸借期間満了後は契約を終了とし、賃借人は端末を 45 日以内に賃貸人の指定場所まで運搬できるよう、回収準備及びスケジュール調整に協力すること。
	返却時の故障機への対応	端末返却時、破損なく正常に使用できる端末が導入台数（予備機を除く）の 95%以上であるものとする。95%を下回る場合の損害金等は別途協議するものとする。
	端末撤去・回収の場所及び日程	端末の撤去、回収は賃借人にて基本的には各学校 1 か所で行うものとし、撤去、回収日程は別途協議するものとする。
	返却時の端末付属品の対応	端末返却時、賃借人は端末に同梱された充電器、ケーブル等付属品に関し、可能な限り賃貸人に返却する。
	データ消去作業	端末回収時、賃貸人は端末本体のデータの完全なソフト消去（教育委員会が必要と判断したデータは除く）を実施し、復元不可能な状態にすること。また、データ消去証明書を発行すること。
	MDM、アクティベーションロック（ASM）解除作業	端末保守事業者が実施するものとする。